

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 生産者の皆さまへ

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援いたします。

支援対象となる生産者

令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者

※1：5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際にお示しします。

※2：野菜、花き、果樹、茶以外の高収益作物は、都道府県と国との協議により都道府県単位で追加される場合があります。

取組1：需要対応生産支援

◆ 高収益作物の次期作に向けた取組に対して、次のとおり支援します。

【支援単価】

① 基本単価 5万円/10a ※中山間地域等では単価を1割加算

② 施設栽培のうち高集約型品目の単価

対象品目（高集約型品目）： 新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した品目	交付単価
施設栽培の花き、大葉及びわさび	80万円/10a
施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう	25万円/10a

【対象施設】 加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設

（いわゆる雨よけハウスは除きます。）

※1：都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目・対象装置が追加される場合があります。

※2：中山間地域等の1割加算はありません。

※3：交付単価80万円/10aは、実施要領別紙1-1の別表1のイの③に取り組むこと。

対象となる取組例

- ・生産・流通コストの削減の取組
- ・種苗、肥料、農薬等の資材の購入
- ・土壌改良資材の投入
- ・自動環境制御装置の活用
- ・作業環境の改善の取組
- ・事業継続計画の策定

等



機械化体系の導入



被覆資材の導入



空調装置の導入



環境制御盤の導入

裏面へ続く

取組 2 : 需要促進取組支援

- ◆ 次期作に向けた下記の①～③のいずれかの取組を行う場合に、10a当たり2万円を支援します。 ※中山間地域等では単価を1割加算

対象となる取組

- ①新たに直販等を行うためのHP等の整備
- ②新品種・新技術の導入等に向けた取組
- ③海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組

※2万円/10a × 取組数(3取組(①②③全て)で、最大6万円/10a)



研修会の開催



新品種導入

取組 3 : 厳選出荷の取組

- ◆ 高品質なものを厳選して出荷する取組に対して、取組を行った人数・日数に応じ、1人・1日あたり2,200円を支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月以降、厳選出荷に取り組んだ期間が対象となります。

【対象品目】

花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう

※都道府県から国への協議により、都道府県単位で対象品目が追加される場合があります。

※施設栽培のうち、いわゆる雨よけハウスは除きます。

対象となる取組

(花きの取組例)

- ・フラワーネット張りの調整
 - ・芽かき・摘花・整枝
 - ・冷蔵貯蔵等による出荷調整
- 等



芽かき・摘花等

(茶の取組例)

- ・被覆作業の実施
 - ・化粧ならし・遅れ芽除去
 - ・荒茶の分別製造調整
- 等



茶の被覆作業の実施

< 事業の流れ >

